

令和元年度第2回 福岡市こども・子育て審議会

会 議 録

日 時 令和2年2月6日(木) 10時00分

場 所 TKPガーデンシティPREMIUM

天神スカイホール(メインホールB)

令和元年度第2回福岡市こども・子育て審議会

〔令和2年2月6日（木）〕

開 会

開会

- 事務局 定刻となりましたので、始めさせていただきます。皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。ただいまから、令和元年度第2回福岡市こども・子育て審議会を開催させていただきます。本日の進行を務めさせていただきます、こども部長の金子でございます。よろしくお願いいたします。

本審議会については、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定において、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。当審議会の委員35名のうち、本日は24名の皆様にご出席いただいております、本日の会議は成立いたしますことをご報告させていただきます。

なお、本日の会議は、福岡市情報公開条例に基づき公開にて開催いたしますので、ご了承ください。

それでは、開会にあたりまして、こども未来局長の高田より一言ご挨拶申し上げます。

こども未来局長挨拶

- 事務局 福岡市こども未来局長の高田でございます。本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろから、さまざまな分野で、子どもたちの健やかな成長のために取り組んでいただいておりますこと、心より感謝を申し上げます。

さて、令和元年度の第2回目となる本日の会議でございますが、昨年2月に諮問させていただき、ご審議いただいております「第5次福岡市子ども総合計画」につきまして、11月から12月にかけて実施したパブリック・コメントの結果を踏まえた計画案、及び答申案を、ご審議いただきたいと考えております。

今後、本審議会からの答申を踏まえ、3月に計画を策定させていただく予定となっておりますので、引き続き、皆様方のご協力をお願いいたします。

今後とも、すべての子どもが夢を描けるまちをめざして、皆様方とともに精一杯取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

議題

第5次福岡市子ども総合計画（案）について

○事務局 それでは、委員長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、議事に入らせていただきます。できるだけ円滑に議事を進行していきたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

子ども総合計画につきましては、平成31年2月に市長から諮問され、7月から8月にかけて本審議会の専門委員会で計6回審議した結果を受け、9月の総会で審議いたしました。それらの審議の結果を踏まえた計画案について、11月から12月にかけて、パブリック・コメントが実施されたところでございます。

本日は、パブリック・コメントの結果を受けて事務局において再調整した計画案を踏まえ、答申案の審議を行ってまいります。

まず、事務局より、パブリック・コメントで寄せられた意見と市の考え方、また、計画案の修正内容につきまして、報告をお願いします。

○事務局 総務企画課長でございます。

最初に資料の確認をさせていただきたいと思います。

配付資料といたしまして、資料1「第5次福岡市子ども総合計画（案）に関する市民意見要旨と市の考え方」、資料2といたしまして「第5次福岡市子ども総合計画（案）」、資料3「第5次福岡市子ども総合計画の策定について（答申）（案）」。

以上の3点となります。

資料はおそろいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、パブリック・コメントの結果についてご報告申し上げます。

資料1の「市民意見要旨と市の考え方」の1ページをお願いいたします。

（2）意見募集期間は、令和元年11月5日から12月4日で、（3）閲覧場所につきましては、こども未来局総務企画課、情報公開室、情報プラザ、各区役所情報コーナー、各区役所子育て支援課などで行いました。（4）意見の提出状況については、23人、2団体から124件のご意見をいただきました。（5）意見の分類は、記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

2. パブリック・コメントの市民意見要旨と市の考え方をまとめております。

左から意見番号、意見要旨、意見内容、意見への対応、市の考え方を記載しております。意見要旨が同様のものもあり、また時間の都合上、各項目から抜粋して報告させていただきます。

まず、（１）計画全般に関する意見でございます。

番号１、「海外からの移住者の子どもたちの社会的包摂・共生社会の実現に向けた市のビジョンを示すべき」というご意見に対する市の考え方ですが、第５次子ども総合計画では、外国にルーツをもつ子どもを含め、すべての子どもが夢を描けるまちをめざし、すべての子どもの権利を尊重すること、すべての子ども・子育て家庭に支援を確実に届けることなどを基本的視点に掲げ、施策を計画的・総合的に推進することとしております。

番号２、「計画全体の見取り図をつけてほしい」というご意見につきましては、計画の全体像を示すページを作成・掲載することとしております。

次に、（２）計画総論に関する意見でございます。

番号４、「各支援センターの仕事の質・量の結果にも具体的に言及してほしい」というご意見につきましては、相談機関等に関わる施策を含め、第５次計画に基づく施策については、毎年度、施策の実施状況を審議会に報告し、点検・評価を実施することとしております。量的な観点だけでなく施策の進捗状況を的確に報告できるよう努めてまいります。

番号６、「『夢を描けること』を基本理念とするのはとても中途半端。『社会の中で夢を実現し、よりよく生きることを目指すこと』が、住みやすさ、よりよく生きるという価値観ではないか」というご意見につきましては、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支え、すべての子どもが夢を描けるまちをめざすとともに、社会の一員として自立した大人へと成長できるまちをめざし、目標２「子ども・若者の自立と社会参加」に掲げる施策に取り組んでまいります。

３ページをお願いいたします。

番号８、「地域での連携に、「校区社会福祉協議会」を追加してほしい」というご意見につきましては、資料２ 第５次計画（案）の１２ページ「地域での連携」をご覧ください。ご指摘の箇所に「校区社会福祉協議会」を加筆しております。

番号９、「子どもの意見を拾い上げ、子どもの反応も評価基準にする必要がある。『子どもが自らに関わる事柄について影響を与えることができる』という原則が計画内に示されていない」というご意見につきましては、成果指標の一つとして、子ども自身が回答する「児童生徒の自尊感情の状況」を設定しております。

「児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利」につきましては、施策１５「子どもの権利擁護の推進」の方向性として、子どもに関わる様々な分野で子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりをめざすこととしております。

番号１０、「何を子育て環境とするのか併せて調査しないと正確な指標にならない」と

いうご意見につきましては、「子育てしやすい」と感じる要因は人によって様々であると考えられることから、総合的な成果指標として、福岡市が「子育てしやすい」まちだと感じる高校生以下の子を持つ保護者の割合を設定しているものです。

保護者の子育てに関するニーズや子育て環境については、別途『子ども・子育て支援に関するニーズ調査』を実施し、計画策定の基礎資料としております。

4 ページをお願いいたします。

(3) 計画各論、目標 1、安心して生み育てられる環境づくり。

施策 1、母と子の心と体の健康づくり。

番号12、「各母親にかかりつけの担当者がつくネウボラ制度の導入を検討できないか」というご意見につきましては、各区の子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳交付時にすべての妊婦に対して面談を行い、支援が必要な方については保健師による家庭訪問につなぐなど、妊娠期からの相談や支援を行っております。

また出産後は、助産師等が、乳児がいるすべてのご家庭を生後 3 か月頃までに訪問し、育児不安が強いなど支援が必要な場合は保健師による継続的な家庭訪問などの支援を行っております。

今後とも、医療機関などの関係機関とも連携しながら妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に努めてまいります。

5 ページをお願いいたします。

番号17、「命令や指示ではなく負の感情を吐き出した上での提案や交渉の関わり方など、子どもの意思表明権を意識したしつけの方法を保護者ができるように、母子手帳に掲載することが必要ではないか」というご意見につきましては、母子健康手帳の内容については、厚生労働省令で定められた様式のほか、日常生活上の注意、子育て上の注意などを示した任意様式を設けることとされており、福岡市の母子健康手帳では、任意様式の中で「子どもを健やかに育むため」のポイントや子育てに関する相談先を記載しております。

ご指摘の視点も踏まえ、今後も引き続き、子育てに有益な情報の提供に努めてまいります。

番号19、「妊娠前からの情報発信のため、性教育を幅広く捉え、幼児期から正しく伝えること、学校科目として教えること、地域での勉強会などが必要だ」というご意見につきましては、若い世代からの正しい性知識の啓発について、助産師が小学校、中学校、高等学校等に出向き、思春期を迎える児童や思春期の生徒に対して母子保健の観点から正しい性知識、生命の尊さなどを伝えることで、母性・父性の健全育成を図っております。

小中学校においては、学習指導要領に基づき、体育科、保健体育科、学級活動等にお

いて、性に関する教育を実施しております。

6 ページをお願いいたします。

施策 2、幼児教育・保育の充実。

番号23、「保育士の子どもが保育所に優先入所できれば、待機児童解消を期待できるのではないか」というご意見につきましては、福岡市では、平成27年度から、保護者が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所で保育士として勤務している場合に調整点数を加算することにより優先して保育所の利用ができるよう配慮しております。

番号24、「企業主導型保育事業で働く保育士にも、認可保育園勤務の保育士と同等の支援を行ってほしい」というご意見につきましては、保育士家賃助成事業補助金や保育士奨学金返済支援事業補助金について、増加する保育ニーズに対応するため整備を進めてきた認可保育所等において、安定的に保育士を確保できるよう、対象を認可保育所等としています。今後とも保育人材の確保について、必要な取組みを進めてまいります。

次に、施策 3、身近な地域における子育て支援の充実でございます。

7 ページをお願いいたします。

番号27、「子どもプラザが校区に1つくらいに増えるといい。モールより、身近にあっていつでも一息ついたり相談できる場所があったほうがいい」というご意見につきましては、市内14か所に開設している子どもプラザのほか、139の小学校区・154か所において、地域の見守りのもと、子育て中の親子が気軽に集い、交流できる子育て交流サロンが開設されております。

子どもプラザにつきましては、市内の配置バランスや利用者のニーズ等を踏まえ、増設を検討するとともに、一時預かり事業や子育ての相談機能の充実を図るなど、身近な地域における子育て家庭の支援に取り組んでまいります。

8 ページをお願いいたします。

施策 4、障がい児の支援（乳幼児期）。

番号32、「発達の遅れがある子どもに関する専門家派遣を企業主導型保育でも受けられるようにしてほしい」というご意見につきましては、療育センター等を受診の結果、支援が必要と判断されたお子さんについて、認可保育所に限らず、お子さんの通う施設などからの要請に応じ、療育センター等の専門職員が直接出向き、施設職員に対してお子さんの特性に応じた関わり方など療育技術の指導・助言などを行う「障がい児等療育支援事業」を実施しております。

施策 5、子育てを応援する環境づくり。

番号35、「防犯体制強化・安全管理の取組みに「小学校」も明記すべき。信頼できる高齢者に、子どもの見守りや通園・通学時の巡回、不審者侵入防止などに携わってもらうことも必要」というご意見につきましては、資料 2 第 5 次計画（案）の41ページ

(4)をご覧ください。ご意見を踏まえ、ご指摘の箇所に「小中学校」を加筆しております。

小中学校では、危機管理マニュアルに基づく指導体制の整備や通学路の安全点検を行うとともに、保護者、地域からスクールガードを募り、学校内外の巡回など見守り活動の充実に取り組んでおります。

9ページをお願いいたします。

番号36、「関わる時間が少なくとも愛情のこもった言葉を注ぐことで子どもは大切にされていると実感するという考えを、保育関係者、学校関係者、社会に普及させていくことが必要」というご意見につきましては、市民、事業者などと協働し、男性も女性も、子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組んでいくとともに、社会全体で子どもや子育てをバックアップする運動の普及啓発に取り組んでまいります。

番号39、「産後サポート（デイケア等）や子どもショートステイの利用料が高い。経済的に厳しい家庭は無料にすべき。減免は一刻も早く始めるべき」というご意見につきましては、産後ケア事業、産後ヘルパー派遣事業、子どもショートステイについて、市県民税非課税世帯・生活保護世帯等に対する利用料金の減免を実施しております。

すべての子ども・若者や子育て家庭が、その状況にかかわらず、必要な情報、支援、サービスなどにアクセスできる環境を整えることは重要であると考えており、子育てにかかる経済的負担を軽減するためにも、子ども施策の各種利用料等の減免を図るなど、今後とも、支援を要する子どもや保護者が利用しやすいサービスの構築に取り組んでまいります。

番号40、「保育料の多子軽減を企業主導型保育事業にも適用してほしい」というご意見につきましては、認可保育所等における保育料多子軽減については令和元年10月に制度が改正され、企業主導型保育施設を利用しているきょうだい児も同時利用算定の対象としております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

目標2、子ども・若者の自立と社会参加。

施策6、子どもの居場所や体験機会の充実。

番号43、「留守家庭子ども会での体験活動や地域活動への参加を増やすことで、子ども同士の関係性を深め、地域との関わりを広げられるのではないか」というご意見につきましては、留守家庭子ども会は地域や保護者の協力を得て運営しており、現在も外部団体を招聘した体験学習や演劇鑑賞など、子どもたちの育成支援の一環として様々な体験活動の提供に取り組んでおります。

引き続き、地域との関わりを大切にして運営するとともに、地域の方々にご協力いた

だけのような活動を含め、体験活動の充実に取り組んでまいります。

番号44、「留守家庭子ども会は今よりゆとりあるスペースで落ち着いて過ごすことが心身の健全な成長に良い。教室、公民館、コミュニティセンターなどの活用を考えてはどうか」というご意見につきましては、留守家庭子ども会施設につきましては、小学校の敷地内にすべての留守家庭子ども会を設置して運営しております。引き続き、児童が安心して過ごすことができるよう、学校施設の活用も含めて計画的に整備を進め、入会児童の増加に対応してまいります。

番号46、「中央児童会館のような施設が各区に設置されることを願う。または公民館がこのような役割を果たすことができればと思う。子ども食堂が、共に食事を作る機会や教育も提供できれば、生きる力を養うことができる」というご意見につきましては、中央児童会館の館外活動をはじめ、市内各所の子どもプラザや公民館の児童等集会室を活用するとともに、小学校の校庭を活用するわいわい広場や昼間校庭開放、子育て交流サロン、保育園の園庭開放などの事業を実施することにより、今後とも、身近な地域における子どもたちの遊びや活動の場の確保に取り組んでまいります。

また、現在活動されている「子ども食堂」は、大人と一緒に調理をしたり、宿題をしたり、遊び体験をするなど活動内容は様々であり、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所としても重要な役割を担っています。

12ページをお願いいたします。

番号48、「子どもが伸び伸びと遊べる場や機会をたくさん作ってほしい」というご意見につきましては、子どもたちがのびのびと遊べる場や機会を創出する事業として「わいわい広場」を実施しており、平日の放課後に小学校の運動場等において、子どもたちが自由遊びを中心に安心して自発的に活動できるよう支援しています。引き続き、地域・保護者等への周知を行いながら、わいわい広場の拡充に取り組んでまいります。

番号50、「わいわい広場に放課後の居場所づくりとしての目標があることが記載されてもよいのでは」というご意見につきましては、わいわい広場については、施策6の（2）遊び・活動の場づくりにおいて、「放課後等に自由に安心して遊べる場」として実施することを記載しており、引き続き、子どもたちの放課後の居場所を充実させる施策の1つとして取り組んでまいります。

13ページをお願いいたします。

番号53、「中央区だけでなく、子どもがたくさん住んでいる区でも、公共施設での遊び・体験の機会が増えるとよい」というご意見につきましては、中央児童会館及び科学館につきましては、交通利便性の高い場所に設置し、市内全域からご利用いただいております。また、各館のスタッフが各区の学校や地域に出向き、体験学習の機会や遊びのプログラムの提供も行っております。また、施策6に、体育館・公民館等での遊びのプログ

ラム、学校や地域に出向いての体験学習を施策として位置づけており、引き続き、身近な地域における体験機会の充実を図ってまいります。

番号58、「芸術面の素地となる文化芸術の鑑賞や、自分でやってみるきっかけをつくってほしい」というご意見につきましては、施策6の（3）さまざまな体験機会の充実として、さまざまな文化芸術活動の推進を位置づけるとともに、「福岡市文化芸術振興計画」において「未来の担い手である子どもたちの育成」を重点施策の一つに掲げており、学校等へのアウトリーチや文化施設等での鑑賞・体験事業など、学校や地域において、多様な文化芸術に触れあう機会の充実に取り組んでまいります。

14ページをお願いいたします。

番号62、「図書館は、いじめや不登校で悩む子ども、ひきこもっている若者を含め、地域住民がよりよく生きていくために必要。読み聞かせや読書習慣の啓発も必要」というご意見につきましては、市立総合図書館及び各分館において、乳幼児から小学生を対象としたおはなし会、中学生から大人を対象としたおはなし会やストーリーテリングを、地域の読み聞かせボランティアと協働して実施しております。

また、市立総合図書館及び各分館では、読書習慣の育成のため、発達段階に応じた本を児童や保護者に紹介するモデル児童図書リストを作成して配布するとともに、テーマに応じた本の展示を年間を通じて実施しております。

15ページをお願いいたします。

番号65、「子どもの意見を引き出すために大人と子どものコミュニケーションの機会を増やし、町単位で交流の場づくりが必要。交流・対話できる場を各校区・町内規模でつくっていく必要がある」というご意見につきましては、施策6の（4）遊び・活動・体験を支える地域活動の支援に取り組み、子どもたちが企画・立案したユニークで夢のある行事や活動を支援するとともに、大人と子どものふれあいの場や機会づくりなど、地域における子ども育成活動を推進してまいります。

番号67、「校区のジュニアリーダー数に応じた子ども会への助成金支給を検討してほしい」というご意見につきましては、市子ども会育成連合会に補助金を交付し、同連合会が各区、各校区の予算計画に応じて補助金を分配しているところでございます。地域のジュニアリーダーを対象としたジュニアリーダー研修会を実施し、引き続き、一人でも多くの子どもたちがジュニアリーダーとして活躍できるよう支援してまいります。

16ページをお願いいたします。

施策7、青少年の健全育成と自己形成支援。

番号71、「給食を通して健康管理を身につけられるよう給食内容を見直していく必要がある」というご意見につきましては、学校給食において、日本の伝統的な食文化である和食を継承することは、食育の観点から重要であり、その推進に努めております。

また、学校給食のみならず、学校の教育活動全体を通して食育を推進し、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、食の自己管理能力を育むことができるよう指導しております。

番号72、「子どもは親の所有物ではなく一人の人として尊重される必要があること、子どもの権利を知ることが、望まない妊娠を避けるためにも必要な教育ではないか」というご意見につきましては、施策15に（3）子どもの権利の啓発と尊重を位置づけ、子どもが自身の有する様々な権利を認識することはもちろん、子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人をはじめ、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉えて啓発活動に取り組んでまいります。

17ページをお願いいたします。

施策8、若者等の相談支援と居場所の充実。

番号74、「子ども・若者支援地域協議会が若者や家族に意味のある話し合いの場になるよう、現場の団体やNPO、地域の人に参加してつながり合える話し合いをしたほうがいい」というご意見につきましては、施策8の（1）若者に関する総合的な支援・連携体制の整備に取り組む中で、実際に若者支援を行っている機関・団体を中心に実務者同士の話し合いの場を設けるなど、より効率的な連携体制の強化に努めてまいります。

番号77、「スクールソーシャルワーカーを各小中学校に常時配置し、子どもに適切な支援や教育が提供されるように人的環境を改善することが、子どもの権利を保障するためにも必要」というご意見につきましては、スクールソーシャルワーカーについては、平成30年度から、小学校・中学校の9年間を通した支援をめざして、すべての中学校ブロックに配置し、教育と福祉の両面から、子ども達への支援を行っております。今後もスクールソーシャルワーカーと小学校・中学校が連携し、組織的な支援体制の強化を図ってまいります。

番号79、「ひきこもりについて「怠けている」という負のイメージを払拭し「必要な休息であること」を地域住民に啓発していくことが必要」というご意見につきましては、ひきこもり対策事業において、ひきこもりの理解促進に向けた取組みや効果的な支援が行えるよう、ひきこもり支援者研修会、関係機関との連携会議等を実施しております。

また、「思春期ひきこもり支援フォーラム」を開催し、ひきこもりについて市民の方々への理解促進に取り組むとともに、ひきこもり状態にある中学卒業後から20歳くらいまでの若者を対象とした居場所の開設、訪問相談員の派遣などにより、本人の気持ちを語ることができるようケアしながら支援を行っております。

引き続き、ひきこもりに悩むご本人やご家族に寄り添いながら、地域の中で回復し社会参加できるよう取組みを進めてまいります。

18ページをお願いいたします。

番号81、「福岡市に転入した人を含め、孤独な若者が心を寄せ合い、ほっとできる場がほしい」というご意見につきましては、中高生を中心とした若者が誰でも気軽に立ち寄れる居場所づくりに取り組むとともに、ひきこもり成年地域支援センターにおいて、ご本人が安心して自由に過ごせる場として居場所「とろっこ」を開設しております。

引き続き、若者にとって居心地のよい居場所づくりの促進に努めてまいります。

施策9、障がい児の支援（学童期以降）。

番号84、「通常学級でも個々の困り感に応じて適切な関わりを保障できるよう、行動特性に応じたガイドラインの作成が必要」というご意見につきましては、学校に対しては、中・高等学校向けのハンドブック「発達障がいのある児童生徒への学習支援」や小学校向けハンドブック「わかる授業づくりハンドブック」を作成し、障がいのある児童生徒への具体的な支援について示しております。

19ページをお願いいたします。

番号87、「障がいの程度に応じた働く場や個性発揮の機会の増加、待遇格差是正などの推進を計画に盛り込んでほしい」というご意見につきましては、施策9の（3）自立や社会参加に向けた相談・支援として、引き続き、福岡市障がい者就労支援センターを中心に、関係機関と連携しながら障がいのある方からの就労に関する相談に応じるほか、企業セミナー等を通じて障がい者雇用に関する啓発を進めてまいります。また、福岡市発達障がい者支援センターと福岡市障がい者就労支援センターを集約して「発達障がい者支援・障がい者就労支援センター」として一体的に整備し、発達障がいのある方の就労支援の充実に取り組んでまいります。

20ページをお願いいたします。

目標3、さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長。

施策10、子ども家庭支援体制の充実。

番号88、「精神疾患、ひきこもり、認知症など家族それぞれの問題への縦割りの対応では解決が難しいことを「現状と課題」に追加し、家族全体に総合的な相談・支援を行う体制の検討を「施策の方向性」に追加してほしい」というご意見につきましては、子どもなど様々な福祉分野において、複雑化・複合化した地域生活課題や社会的孤立など、既存の支援制度だけでは対応が難しい課題が顕在化しており、関係機関等によるネットワークの強化などに取り組んできたところです。

今後とも、子どもや家族に関わる様々な分野の機関や団体が連携し、家族全体へのきめ細かな支援を行うとともに、このような支援のあり方を重要なテーマの一つとする次期保健福祉総合計画の策定にあたっても、関係局が連携し、複雑化・複合化した生活課題への支援について検討してまいります。

番号90、「通告窓口の一元化について、もう少し具体的な想定が記されると実現性が

高まる」というご意見につきましては、施策10の（５）電話相談・通告窓口の一元化に記載のとおり、電話による相談・通告の内容や相談者のニーズに応じ適切な機関等を引き継ぐ振り分け機能を整備するため、振り分け基準や振り分け先などの具体的な内容について検討を進めてまいります。

施策11、児童虐待防止対策と在宅支援の強化。

番号91、「体罰だけでなく言葉の暴力なども課題として捉えたほうがいい」というご意見につきましては、資料2 第5次計画（案）の82ページ、83ページをご覧ください。

施策11における「現状と課題」「施策の方向性」及び（１）の文言について、「体罰」を「体罰等」に修正します。

番号92、「関係団体・機関が連携し、児童虐待の早期発見・早期対応にしっかり取り組んでほしい」というご意見につきましては、各区に要保護児童支援地域協議会を設置し、支援を要する子どもや家庭を対象に構成機関・団体のメンバーが連携して支援を行うとともに、こども総合相談センターの事務室と同一フロアに設置されている少年サポートセンターと協力して対応するなど警察との連携を強化しております。

また、市内の主な医療機関、関係機関で構成する医療ネットワークを構築し、地域の医療機関等を対象とした児童虐待に関する相談窓口を拠点病院に設置するとともに、定期的に意見交換の場を設け、医療機関が関わった児童虐待対応についての情報共有等を行っております。

今後も、施策11の（２）関係機関の連携による支援や啓発を位置づけ、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応などに取り組んでまいります。

21ページをお願いいたします。

番号93、「「機能分化」も理解できるが、むしろ「共働の推進」を強調し、効率的で実質的な情報共有のあり方を検討することを記したほうがよい。ポピュレーション・アプローチとの連携が大事なので、施策10や11にもファミリー・サポート・センターとの共働は明記したほうがよい」というご意見につきましては、計画総論に基本的視点「地域や市民と共働」を掲げ、関係機関との協働を推進してまいります。子ども家庭総合支援拠点においても、施策10の（２）区子ども家庭総合支援拠点の整備に記載のとおり、在宅支援サービスによる支援を含む継続的なソーシャルワーク機能を強化し、関係機関と連携して、子ども家庭に関する相談・支援に取り組んでまいります。

番号95、「子どもの権利を尊重した、命令や指示ではなく代替の手段である提案や交渉といった対話のもとでの合意形成によるしつけの方法を具体的に教育・情報提供する必要がある」というご意見につきましては、こども総合相談センターや区保健福祉センター、子ども家庭支援センターが行っている保護者との面接の中で、子どもへの関わりをとともに振り返り、虐待の再発防止を図るとともに、必要に応じて養育スキルを向上さ

せるプログラムの受講を促しております。

22ページをお願いいたします。

施策12、ひとり親家庭の支援。

番号97、「未払いの養育費を市が立替え払いし、回収する制度を導入してほしい」というご意見につきましては、養育費につきましては、夫婦間で取り決められるものであることから、離婚時の取り決めの必要性についての啓発や相談に努めております。今後、他都市の取り組みについても注視してまいります。

施策13、子どもの貧困対策の推進。

番号98、「子どもの実態に寄り添って子どもの貧困対策を推進し、具体的な支援活動をしてほしい」というご意見につきましては、施策13の〔現状と課題〕に記載された実態に基づき、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業に取り組んでまいります。

23ページをお願いいたします。

番号100、「子どもや家族を支援する地域ネットワークの主体は地域であるため、民生・児童委員を冒頭に記載し、行政はそれを「促進・支援」とすると記載するほうがわかりやすい」というご意見につきましては、資料2 第5次計画（案）の91ページ（2）をご覧ください。2つ目のマルについて、ご指摘のとおり修正しております。

施策15、子どもの権利擁護の推進。

番号102、「学校における子どもの権利の啓発、子どもの意見表明権の保障も施策に入れるべき。子どもに関する施策は子どもの意見を聞いて作るべき」というご意見につきましては、施策15の〔施策の方向性〕として、地域や学校など子どもに関わる様々な分野で子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりをめざすこととしております。子どもが自身の有する様々な権利を認識することはもちろん、子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人をはじめ、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉えて啓発活動に取り組んでまいります。

24ページをお願いいたします。

番号104、「「子どもの権利は大人の義務」であることを明示し、条例を定めて具体的な内容を実施していく必要がある」というご意見につきましては、計画総論において、計画に定めるすべての施策の推進にあたって必要となる基本的視点として「すべての子どもの権利の尊重」を掲げ、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもの権利が尊重され、子どもの最善の利益が確保される必要があることを明記すると

もに、施策15に「子どもの権利擁護の推進」を位置づけ、いじめの防止・対応、子どものアドボカシーの推進などに取り組むこととしております。

今後とも、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉えて啓発活動に取り組んでまいります。

続きまして、26ページをお願いいたします。

成果指標。

番号111、「「自己有用感」を育てることも目標にすべき。「自分にはよいところがあると思う」と答えなかった子どもに注目すべき。内閣府調査の結果と乖離しているため「自尊感情」の調査のあり方を見直す必要がある」というご意見につきましては、成果指標につきましては、経年変化の確認や他の都道府県との比較のため、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の質問項目をもとに設定しております。例示いただいた内閣府の調査結果との比較については、質問や対象者が異なることから、比較は難しいと考えております。自殺による子どもの死亡数につきましては、該当数の少なさから経年比較に馴染まないと考えられるため、掲載しておりません。

市民意見要旨と市の考え方につきましてはの報告は、以上でございます。

最後に、前回の9月の審議会以降からの計画案の修正部分について、ご説明申し上げます。簡易な文言修正や数値の時点修正などは省略させていただきます。

資料2「第5次福岡市子ども総合計画（案）」の5ページをお願いいたします。

国の動きの「子どもの貧困対策等に関すること」のマルの4つ目を追加記載いたしております。内容は、2019年11月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」についての記載でございます。

40ページをお願いいたします。

「これまでの取組と成果」のヒシ形の2つ目、及び（1）の冒頭の表現について、9月の段階では「男女が子育てを行う」としておりましたが、「男女共に子育てを行う」へ修正いたしております。

41ページをお願いいたします。

（5）のマルの1つ目について、9月の段階では「子育てにかかる経済的負担を軽減するため、中学校までの子どもを対象に児童手当を支給します」としておりましたが、「中学校までの子どもを対象に児童手当を支給するなど、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組めます」へ修正いたしております。

続きまして、75ページをお願いいたします。

一番下の表にございます数値に2か所、誤りがございました。『無業の状態にある若者』について、9月の資料では、「悩みや心配ごとを『誰にも相談しない』と答えた人の割合」が27.8%、「とりのこされた気になることが『よくある』『ときどきある』と

答えた人の割合」が51.8%となっておりましたが、正しくは、それぞれ27.5%、49.3%でございました。お詫び申し上げますとともに、修正させていただきます。

最後に、108ページをお願いいたします。

下のグラフ「いじめの認知件数の推移」の凡例に誤りがございました。9月の資料では、小学校と中学校の表記が逆になっておりました。お詫び申し上げますとともに、修正させていただきます。

報告及び説明は、以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

質疑につきましては、後ほど、答申案の審議の中で行ってまいります。

先に、子ども総合計画に関する本審議会から市への答申の内容に入らせていただきます。

本日皆さまに案を配布させていただいておりますが、これは、これまでに皆さまから出された意見をもとに、私と事務局で協議し、作成したものです。本日は、この案について審議を行い、最終的な答申の内容を固めていきたいと考えております。

なお、文言につきましては、できるだけ総合的な見地から、今後の方向性を示すようなものにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私から案を読み上げさせていただきます。

令和2年2月6日

福岡市長 高島宗一郎様

福岡市子ども・子育て審議会委員長 松浦賢長

第5次福岡市子ども総合計画の策定について（答申）

平成31年2月4日付こ総第264号で諮問のありました標記の件について、本審議会では審議を行いましたので、下記のとおり答申します。

記

1 「第5次福岡市子ども総合計画（案）」については、基本的に適切と考えます。

2 次の意見を踏まえて子どもに関する施策を推進するよう、要望します。

（意見）

少子高齢化、都市化、核家族化の進行などによる子育て家庭の孤立化、女性就業率の上昇など、子どもと子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化しており、社会全体で、子ども・若者、子育て家庭を見守り、支援していくことが重要となっています。

このような認識のもと、計画の基本理念である“すべての子どもが夢を描けるまち”を目指し、特に次の事項を踏まえて、着実に施策を推進していただくよう要望します。

一 子どもが権利の主体であることを明確化した児童福祉法を踏まえ、「児童の権利

に関する条例」の精神に則って、施策を推進していただきたい。また、子ども自身や市民が「子どもの権利」の理解を深められるよう、広く啓発に取り組んでいただきたい。

一 子どもを安心して出産し、育てられるよう、妊娠期からの相談支援、産後早期からのケアやサポート、産婦の心身状態の把握、妊娠・出産・育児に関する情報提供などを行っていただきたい。また、不妊や不育に悩む人への支援を充実していただきたい。

一 幼児教育・保育について、「量の見込み」を踏まえた提供体制の確保や保育士の人材確保に取り組むとともに、効果的な職員研修を検討するなど保育の質の向上を図っていただきたい。また、病児・産後児デイケアなど多様な保育サービスを拡充するとともに、先日、本審議会が答申した「障がい児保育の今後のあり方について」の内容を踏まえた施策を推進していただきたい。

一 地域における子育て支援の拠点である子どもプラザの機能の充実を図るとともに、身近な地域での親子交流の場である子育て交流サロン等の充実に向けた支援や人材育成、乳幼児親子を支える地域のネットワークづくりに取り組んでいただきたい。

一 障がい児の新規受診や相談の増加に対応し、早期に相談・診断・療育を受けられる体制や、障がいのある子どもの自立・社会参加に向けた支援を充実していただきたい。

一 市民や事業者と共働き、男性も女性も子育てをしながら安心して働き続けられる環境づくりを進めるとともに、子育て世帯の居住の支援、子どもの安全対策、子育てに係る経済的負担の軽減など、子育てを応援する環境づくりに取り組んでいただきたい。

一 放課後等に子どもたちが安全に過ごせる地域の居場所や安心して遊べる場、子どもの自主性や人間性を育む多様な体験機会を充実していただきたい。

一 子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組み、非行防止等に向けた家庭・学校・地域との連携や啓発などを推進していただきたい。

一 登校支援が必要な状況やひきこもりの傾向がある子どもと家庭を支援するとともに、社会生活を営む上で困難を有する若者や家族が抱える困難を早期に把握し、アプローチができる総合的な支援体制や関係機関・団体の連携体制の整備、多様なニーズに合った情報の提供、居場所や活動の場づくりに取り組んでいただきたい。

一 年々増加している子どもに関する様々な相談・通告に的確に対応し、子どもや家族が適切な機関で必要な支援を受けられるよう、各区子ども家庭総合支援拠点の整備、子ども家庭支援センターの増設、児童相談所機能の強化、電話・通告窓口一元化など、子ども家庭支援体制を充実していただきたい。

一 児童虐待の防止に向けて、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスの充実、要保護児童支援地域協議会を中心とした関係機関の連携による支援、体罰等によらない子育ての啓発、虐待の再発を防止するためのカウンセリングなどについて、市民、地域、企業とともに、積極的に取り組んでいただきたい。

一 ひとり親家庭が抱える課題に関する相談支援を充実させるとともに、生活、学び、就業などを支援する制度やサービスを充実させ、利用を促進していただきたい。

一 子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもの実態に応じて、関係機関や地域と連携しながら、子どもの学習支援、地域の居場所と関わりの充実、保護者に対する相談支援、就業支援、経済的支援などに取り組んでいただきたい。

一 社会的養護については、児童福祉法の家庭養育優先原則に則って、家庭復帰の支援、親族による養育や特別養子縁組への移行の支援、里親養育のさらなる推進、施設機能の向上・転換などに取り組むとともに、自立援助ホームの増設、若者支援機関・団体との連携など、社会的養護から自立する若者の支援を強化していただきたい。

一 いじめの防止・対応、子どもの意見表明の支援など、子どもに関わるあらゆる分野において、「子どもの最善の利益」を考慮した取組みを推進していただきたい。

一 子どもと家族に関する問題は複雑で多岐にわたることから、縦割りの対応だけではなく、様々な関係部局、機関や団体、市民、地域、事業者、学校、NPOなどが連携・共働し、社会全体で課題の解決に向けて取り組んでいただきたい。

このような案としておりますが、いかがでしょうか。ご意見をお願いします。

資料3、資料1にそれぞれ関連するものでございます。ご意見がある方は挙手等、お知らせいただければと思います。どうぞ。

○委員 資料3の答申の要望なんですけれども、2のところの意見の2段落目、「このような認識のもと、計画の基本理念である“すべての子どもが夢を描けるまち”を目指し」の「目指し」は、子ども総合計画の本編では平仮名になっているので、細かいところなんですけれども、平仮名にさせていただいたほうが、統一感があるのかなと思ひまして、お伝えさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。では、その旨、事務局のほうで調整して、表記の揺れを、統一をお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○委員 私も議会で議員として活動させていただいておりますが、この第5次子ども総合計画について、議会のほうでもいろいろ意見を述べさせていただいているところです。今日、この答申案についてということで、計画に盛り込むべきこととか、より注視して、重要視して進めたい施策について、答申案にも同じようなことが書かれてあるんですけれども、幾つか意見を述べたいと思います。

まず目標1の施策1ですけれども、児童虐待相談対応件数が増え続けているということで、その約5割が乳幼児期であると計画でも指摘をされております。児童虐待防止のために乳幼児を持つお父さん、お母さん、保護者の方を支援していくこと、社会的にサポートしていくことが重要だと思います。初めての出産による不安とか、子育てに対する漠然とした悩みも不安も含めて、さらには生活困窮、経済的に苦しい、そういう家計のお母さん、お父さんにとっては、特に悩み、不安が深いものだと思います。

さまざまな問題を抱えた家族に対しての産前産後サポート事業、きめ細かな相談体制、また専門家による個別の訪問活動など、乳幼児親子が気軽に相談できる場、また集まってリフレッシュできる場、そういう場が必要なのではないかと思います。

ここの答申案にも書かれていますように、子どもプラザの機能の充実というのが大事な点だと私も思っておりまして、子どもプラザの増設が、各区に偏りなく増やしていくのが計画に必要なのではないかと考えております。

この計画の44ページの事業目標の中で、子どもプラザについては向こう6年間ずっと利用者数の見込みが増え続けています。4,000人ぐらい増えると、確保方策として箇所数は1か所増設という形ですが、地域の子育て交流サロン等との連携等も大事だと思いますけれども、子どもプラザという専門的な支援が受けられる、また相談ができる、そういう場をより増やしていくということが必要なのではないかと思います。

さらに、子育てにかかる経済的な負担の軽減が切実に求められていると思います。どの案件というか指標を見ても、やはり経済的な負担が大変だという声が多くございまして、まず子どもの医療費助成について、福岡県が中学3年まで広げるという方針を決めたということで、ぜひ福岡市のほうでも中学3年まで子どもの医療費の助成を、入院と通院も拡大して、完全無料化を目指していくべきだと思います。

そして、2点目ですけれども、目標2につきまして、留守家庭子ども会についてです。これはぜひ可能でしたら答申のほうに加えていただければと思いますが、留守家庭子ども会を利用する子どもたちが増え続けておりまして、この市民の意見の中にも、施設の活用が難しくなっているところがあるという実態も出されております。

多くの留守家庭子ども会でおそらく定められた支援単位以上の子どもたちをわずかな支援員の体制で見ているという状況が常態化しているのではないかと考えます。支援員の体制拡充、また専門職にふさわしい待遇とともに、留守家庭子ども会のさらなる質の向上、充実を検討していただきたいと思います。

また、加えて言いますと、その留守家庭子ども会になじめない、今、発達障がいの子どもの数が増えているということもあって、利用が難しい子どもたちが別の民間の施設とか、社会福祉法人が運営する学童保育などに通っているということも聞いております。

そういう子たちにとっては、こういう場が大事な居場所となっておりまして、その役割は非常に大きいものがあると思います。そういう施設、学童保育にも光を当てて、具体的な支援を充実させていただきたいと。ぜひ盛り込んでいただければと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

私のほうで3点に整理させていただきますと、子どもプラザの件、二つ目が医療費助成の件、三つ目が留守家庭子ども会ですかね。今のご発言からすると、特に三つ目の留守家庭子ども会に関連する事項については、答申の中にも盛り込んでどうかというご提案だったと思います。

まず、現状と、この計画でどのように扱われ、どんな方向性があるかを一つずつご説明いただければと思います。まず子どもプラザについてご説明を、皆さんも膨大な中で何ページか迷っていると思いますので、子どもプラザについて記載があるページを教えてくださいいいですか。その充実の方向性について、教えていただければと思います。

○事務局 事業企画課長でございます。

子どもプラザの記載につきましては、施策3、資料でいいますと34ページに記載させていただいております。この中で「『子どもプラザ』について、増設を検討するとともに、一時預かり事業、子育て相談機能の充実に取り組みます」と記載しております。

また、資料の44ページに、子どもプラザは、表の真ん中あたりにありますけれども、見込みに対しまして、確保方策として、現在14か所に子どもプラザを開設しており、令和6年度末までに1か所増設して15か所にしたいという目標を掲げているところでございます。

○委員長 ありがとうございます。

委員のご発言の中に各区にまたがってとありましたが、15か所は各区にまたがった配置をされているということよろしいでしょうか。

○事務局 事業企画課長でございます。

区毎の配置につきましては、中央区と城南区が1か所、それ以外の区は複数配置しており、中央区と城南区の数が少ない状況です。

○委員長 わかりました。今のご説明を受けて、答申案のほうの文言は表側の面の一番下の一ですかね。「地域における子育て支援の拠点である子どもプラザの機能の充実を図

る」等々で示されているというところで、よろしいでしょうか。

では、医療費助成についての方向性を資料2のほうで説明をいただけますでしょうか。

○事務局 保険医療課長でございます。

委員のほうから子ども医療費助成の件について発言がありましたけれども、子ども医療費助成制度につきましては、従来から県に対して、県の補助費の引き上げ及び保障対象の確認について要望してきたところでございます。先ほど議員のほうからも、県議会の令和3年度から子ども医療費助成制度の対象を中学生まで拡充するというという表明があっております。

施策的には、40ページの施策5「子育てを応援する環境づくり」の41ページ（5）子育てにかかる経済的負担の軽減に「子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう、子どもに対する医療費の助成を行います」と記載しております。

福岡市といたしましても、子育て支援策の一環といたしまして、医療費助成費制度の拡充の検討は課題として考えているところでございますので、今回の県の方針を踏まえまして、中学3年生までの拡充につきまして検討を進めてまいるようにしております。

以上でございますけれども、よろしいでしょうか。

○委員長 はい。ありがとうございます。

委員、よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○委員長 では、三つ目の留守家庭子ども会について、こちらを引用してご説明いただけますでしょうか。

○事務局 放課後こども育成課長です。

留守家庭子ども会については、資料2の56ページと57ページ、目標2「子ども・若者の自立と社会参加」の施策6で記載をさせていただいているところです。

支援体制の充実というお話があったかと思いますが、職員の配置につきましては、条例に基づき適正に配置をしているところでございます。また、処遇に関しましては、市の制度の中で決めていくところではありますけれども、職員の方々の意見を聞きながら働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

答申案で関連するところは裏側ですね。裏側の上から三つ目の一です。この要望に、その旨をくんで書かせていただいているというところでよろしいでしょうか。

今、三つ、ほんとうに多岐にわたることなんですけれども、貴重な意見をいただきました。ありがとうございました。委員、よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○委員長 では、お願いします。

○委員 私は、答申案そのものはおおむね、別にいいのではないかということなんですけれども、ただ2点ほど特に要望として、子どもが権利の主体ということで啓発ということが言われているわけなんですけれども、私は、今後、子ども自身が権利の主体であるという教育というか、それを啓発というレベルから、権利主体であるということを自覚できるような取り組みで、一つは、子ども権利条例をつくっている自治体もありますし、川西市のように子どもの人権オンブズパーソンという形で子どもの具体的ないろいろな問題を第三者機関も含めて解決するという制度をつくっている自治体もありますので、啓発というレベルからもう一つ踏み込んで、具体的な権利主体として子どもが自覚できるような取り組みと具体的に権利が擁護できるような第三者がサポートする機関、こういったところも今後の視点に置いていただきたいというのが1点です。

もう1点は、一応、機関で子ども・若者を対象に取り組むということは書かれているんですけれども、子どもが自立する18歳から22歳とか、そういう年代というのはちょうど狭間にあるような、福岡市の場合であれば、具体的に対応するところはこども総合センターから保健福祉局のほうに所管が分かれて、一応継続されるような構造にはなっているんですけれども、例えば、今回、拡充ということで、自立援助ホームの拡充なども答申に盛り込まれております。具体的に、私は、札幌市の事例で、15歳からたしか35歳ぐらいまでを対象年齢とした自立支援センターを厚生労働省の第三者機関、正確な名前じゃないですけど、そこの支援を受けてやっているところがあるのをホームページで見ることができます。

そういうふうに、ちょうどいわゆる子どもの思春期というのが、二十歳ぐらいで分断されている実態があるんじゃないかと思いますので、今後、そういう連続した充実という中身についても、ぜひ検討いただければということです。

○委員長 貴重なご意見、ありがとうございました。子どもの権利の啓発から主体へとい

うところの一段アップグレードする仕組み、取り組みというか、皆さんも私たちも、考え方をそこに引き上げていくということと、もう一つは、答申の裏側の一番下の一にかかわるところだと思うんですが、これまでの縦割りの対応だけでは漏れてしまう端境期というか狭間に対するアプローチを官民連携でNPOを含めて対応するということを一つずつ、あるいは一つと言わず、ぐっと進めていくというところの所見をいただきました。

これについて何か、事務局のほうでコメントとかございますでしょうか。今、おっしゃっていただいたことは非常に規範的なことですので、皆さん、了解していただけることだとは思いますが、改めて気をつけていくべきことということでよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。では、どうぞ。

○委員 私、自治協議会の地域関係の代表としてここに出席しております。資料1の番号でいいますと100に民生委員・児童委員の表記がございます。皆さん、ご存じだと思いますけれども、今、民生委員・児童委員というのは非常に労務分担が多くて、方向性としては業務を削減するという、低減するということが課題になっているんですね。そういったところで、ここに表示することによって逆に負担が増えるような感じの印象を持たせてしまうんじゃないかなという気がします。

だから、最初に提案されている原文のほう、「居場所づくりを行っている団体や地域活動を中心に」とすることで問題ないんじゃないかなという気がするんです。確か、私、自治会のほうでもこういう報告は出てきていると思うんですね。議論されているように聞いていますので、そういった流れの中で、あえてここにこういう表記をすることのよしあし。特にこの点に関しますと各校区に主任児童委員が民生・児童委員の中に一人ずつおります。この人たちは、子どもたちに関する活動をしていくわけで、かなり力を入れて活動しておりますので、こういう広い意味の民生・児童委員というのはもう高齢者など全般にわたって活動しておりますので、あえてここに表示するのはいかがかなという印象を持ちましたので提案します。

○委員長 貴重なご意見、ありがとうございました。

資料2の91ページの(2)の二つ目の丸に修正されたバージョンが記載されています。

委員のご指摘は、いろいろな各委員、地域の方の価値観とかを考えると、資料1の23ページ、通し番号100番のところに載っている原文でいいんじゃないかということでございました。

○委員 特定する必要があるのかなということです。

○委員長 わかりました。これについては、他の委員の方からのご意見をいただければと思います。特に地域に根差した活動をされている方含めて、いかがでしょう。

○委員 社会福祉協議会でございます。今日は民生委員児童委員協議会から委員も来ておられますけれども、ここは「地域の居場所と関わりの充実」という項目で、今、こども未来局では子どもの食と居場所づくり支援事業を実施しておられ、実は社会福祉協議会が受託をさせていただいて、実際に地域に入って居場所づくり支援を進めているところでございます。

そういう中で、いろいろな地域団体の方に関わっていただいているんですけれども、自治協議会にももちろん関わっていただいていますし、民生・児童委員さん、主任児童委員さん、それから社会福祉施設や学校のＳＳＷの方、いろいろな方々に支えられてその居場所づくりができているということで、子どもの福祉を考えるのは、やはり民生委員さん、児童委員さんでいらっしゃるんで、非常に積極的に中心になって関わっていただいているところです。一番最初に書いてはあるんですが、こういう方々皆さんで地域がつながって子どもたちのネットワークをつくっていこうという趣旨で書いてあるんじゃないかなと思いますので、民生・児童委員さんにいろいろなことを押しつけているという意味には感じてはいないんですけれども、いかがでしょうか。

○委員 民生委員から出席させていただいております。別に民生委員に強制というか、あれを与えているというのではないので、文章そのままでもいいんじゃないかなと思っていますけれども、どこかやっぱりきついところがありますか。

○委員 特定することがどうなのかなと。原案どおりで何ら支障はないのではないかと。

○委員 この修正部分ですね。

○委員 はい。あえて民生委員、児童委員というのをここに強調する必要があるのかなと。「団体や地域活動」ですか、見せていただいた原文のほうで、何ら支障はないんじ

やないかなという気がしました。もし、こっちのほう 皆さんがいいということであれば、それで構いません。

ただ、私の立場で、ちょうどたまたまこの11月から12月にかけて民生・児童委員の改選があったんです。そこで非常に難航していた事実もございます。私もこれに自治協議会のそれぞれの自治会長さん、各町各校区、関わりを持たれて何をされたということもよく聞いておりますので、そういう流れの中で一番大きな、何というんでしょうか、民生委員、児童委員さんの負担になっているのは業務分担が多過ぎるということで、この軽減も一つの課題だなという認識をしています。

そういった意味で、ここを強調、表記することがまたそういったところでの業務の負担が増えるという印象になってしまうとまずいかなという気がしましたので、差し支えないということであれば。

○委員 別に差し支えないと思うけど、今、民生委員のほうは、いろいろな団体にも顔を出しているんですよね。それで、今、三役で話して、民生委員に何でも振りかけるからそれを整理しようということで、市のほうと事務局とお話ししながら、これはほんとうに民生委員が必要かどうかと。何の団体にも民生委員という言葉が入っているんですよ。だから、そんなのを見ますとちょっと整理していますけれども、子どもに関しては、この修正後の文言で、いいんじゃないかなとは思っています。

○委員長 ちょっと整理させていただきますと、子ども総合計画は市民に向けてわかりやすく書かれているというのが、いわゆる使命の一つの文書なんですけど、「居場所づくりを行っている団体・地域活動」というと、おそらく多くの市民の方はイメージがつかない場合があるんじゃないかと思います。民生・児童委員や主任児童委員さんや保育所等々と書かれているというのは、いざというときの支援の対応も含めて、市民にイメージが描けるのではないかとということで、できましたら、修正というか、「民生委員」から始まっている文言でいかせていただいて、ただ、民生委員さんや児童委員さんの昨今の働き方改革については、また別の次元での課題でもあるというのは、今よくわかりました。そちらはそちらでまた関係の委員中心に対応していただくとして、この修正された具体的な名称があるということを市民向けに理解していただくという趣旨でこういう形でさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員 はい、認識していただくだけで構いません。

○委員長 どうもありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。どうぞ。

○委員 この答申案の中には、幼児教育、保育については、人材活用とか質の向上という点が書かれているんですが、その先の学童期とか、小中高校に入った後の人材とか環境整備とか質の確保というか、その辺についてもぜひ明確にしていいただければありがたいなと思いました。

パブリック・コメントとかを見ていると、学校の問題というのは出てきているように見受けられますし、実際、今、学校の先生方、非常に多忙だという話も耳にして、人も教員自体そうですし、そのほかのいろいろな専門職なども関わってはおられると思うんですが、まだまだ十分ではないと感じています。

そういった点で、先生方の子育て環境が充実していないと、子どもたちに対して向き合う時間もなくなって、管理的になってしまって、結局子どもの権利の保障が十分に果たされないという状況が起きてしまうのではないかと思います。

そういった観点から、学校の問題についてももっと踏み込んで、その後、先生方の意識の問題として余裕がないというのも一つだとしても、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と書いてありますけれども、学校というのはそこが十分に浸透していないところの一つかなと感じます。

なので、学校の問題についてももう少し書いていただけるとありがたいかなと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

確かに子どもというと当然学童期のお子さんたちも入りますが、こちらの分掌というわけにはいけませんけれども、教育委員会主体でまとめておられる計画のほうに、おそらくそちらはあるのではないかと思います。今、委員のコメントにありました質の向上やS Wのことは今回こちらには前から出てきておりますが、そのあたり、教育委員会主体で取りまとめられている計画を少しだけ説明いただけますでしょうか。

○事務局 教育政策課長でございます。

資料2の2ページになりますが、この子ども総合計画の主な関連計画ということで、図の右側二つ目のポツでございます。第2次福岡市教育振興基本計画というものを教育委員会として策定をしております。これは、昨年の6月に策定したばかりでございます。

この中でも、働き方改革が大変大きなものであるという認識を持っております。具体的な施策としても、その計画の中に教員が子どもと向き合う環境づくりや資質ある優秀な人材の確保でありますとか、教職員の資質、能力の向上、活性化などを施策の柱とし

て掲げてしっかり取り組んでいくというものをつくっておるところでございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

そういうことで、つまり教育振興基本計画のほうにその旨が書かれているというところで、今ご指摘のあった課題については対応をしているということだと思います。ソーシャルワークなどについては子ども総合計画のほうにも十分書かれていると思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員 市民にわかりやすいようにしていただければ。いろいろ見ないとわからないという、なかなか学校の問題は皆さん関心が高い分野だと思いますので、ぜひわかりやすい計画にしていいただければと思います。

○委員長 ありがとうございます。

今、2ページの教育振興基本計画の記載のところを説明していただいたのですが、確かに埋もれてしまっているというか、小さな文字ということもありますので、今回、パブリック・コメントのほうで一覧でパッと見られるものをということもあったと思うのですが、市民の皆様が、迷わないような仕組みというか図みたいなのが追加できれば、お考えいただければと思います。

そのほか、ありますでしょうか。どうぞ。

○委員 NPO法人で子育て支援センターを運営しています。

乳児の保護者の方とよくお話しすることもあり、実際に虐待をされているご家庭にも行ったことがあるんですけども、虐待を防止するには、一番は周りにその人の話を聞いてくれる人がいるということが一つ大きくあると思います。

それで、専門家の方々だけではなく、地域全体で、乳幼児親子がいて、その近くに人がいて、声を聞いてくださるということが非常に大事なかなと思っています。その予防の対策として、先ほどからもあっていたように、子どもプラザとか、中央児童会館とか居場所がたくさんあるというのがとても効果的な方策かなと思っています。

それで、親御さんにとっては、例えば家庭の不和であったり経済的なものであったり、要因がさまざまあって、その不安を誰かと話せることで軽減していくことが一番の予防になると考えています。全体的にかなり専門的なものが、ほんとうにこの中に網羅されているとお見受けしました。

あと、見ていく中で一つ、虐待予防とは別に、幼児教育専門家の増山均さんという方

が、遊びは子どもの主食であるということを書かれているんですけども、乳幼児期の遊び、例えば、昭和の時代で秘密基地を作ったり、真っ黒になって遊んだような遊びが、今の子どもたちに決定的に不足しています。

子どもプラザや交流サロンだけではなくて、公園とかプライパークとか、子どもが主体的に遊ぶ場所というのが、圧倒的に子どもの周りにあるかという点、欠如しているような気がして、例えば、公園の整備であったり、子どもが遊ぶという部分に着目したところがどこかにあるかなと実は見ていたんですけども、そのあたりで、もし、ここで力を入れていますというような文言のところがどこにあるかなというところが1点です。

それと、もう一つ重要なところで、親が自信をつけていくプログラムというのがとても重要だと思っています。親が学び合う、学習の機会、講座等があったんですけども、親御さんが本当にほかの親から学ぶ、学び合う、自信をつけていくというのが全体的に必要なと思っています。

その自信をつけていくプログラムの中で、例えばコーチングとかアサーションとか、親御さんが前向きになれる、先ほど、虐待は体罰だけではなくて言葉も虐待になるという文言があったと思うんですけども、言葉の大切さというか、ほんとうに言葉が大事かと思います。例えば、一般家庭でもそうですけれども、保育、学校現場、全てにおいて、子どもと接する方々がそういう言葉かけのところを学んでいくということも大事なかなと思います。

すみません、目標の中でここというのがちょっと言えないんですけども、ふだん、親御さんと接していて、非常にこれがあったら虐待予防になる、子どもたちが健やかに育つというところの部分で4点ほど挙げさせていただきました。

子どもが、そうやって五感を使って遊んだほうが、その後の学力だったりにつながっていくと思うんですね。本当に子どもたちにとって力いっぱい遊ぶことは大事で、地域の公園でも、今ボール遊び禁止とか、例えば、グラウンドゴルフをしているので子どもはあっちで遊んでいてねというような声もあるとお母さんたちから聞くんですけども、ほんとうに自分たち、高齢者の方も含めて、みんながしやすい公園、居場所というもので、子どもの育ちをみんなで社会全体の宝である子どもを見守っていくところの観点で、すみません、ちょっとまとまりませんが。よろしくお願いします。

○委員長 ありがとうございます。

具体的には答申の文言というわけではありませんね。

○委員 はい、答申の文言ではありません。

○委員長 すみません、事務局にお伺いしますけれども、遊びや公園などのキーワードが出てくるページはこの資料の何ページですか。

○事務局 放課後こども育成課長です。

資料57ページの（２）遊び・活動の場づくりの箇所に、乳幼児期ではないですが、小学校の運動場を活用して、わいわい広場というのをしております、先ほど言われたように、なかなか今自由に主体的に遊べる場が少ないというところがありますので、地域の方とか保護者の方のご協力をいただいて、子どもたちができるだけ、学校の敷地の中ではありますけれども、伸び伸びと自由に、自分で創意工夫して遊び心を引き出せるような取り組みをしているところで、今144校のうち136校まで拡充しているところです。

○委員長 ありがとうございます。

では、もう一つの、親を育てるというか、親に自信をつけるとか、その部分についてお願いします。

○事務局 こども家庭課長でございます。

資料2の83ページをご覧くださいと思います。83ページの一番上でございます。ご承知のとおり、昨年に児童虐待防止法等が改正されまして、体罰の禁止ということが明確に法制化されております。

今後、そのことを踏まえて、保護者に広く周知啓発していく必要があると考えており、計画案にも、「こども総合相談センターや区役所などにおいて、保護者が暴力に頼ることなく子どもの発達段階に応じて適切に関わるためのペアレントトレーニング等を実施するとともに、子どもプラザにおける講座や学校における保護者懇談の場などを通じ、体罰等によらない子育てに関する啓発等に取り組みます」と記載しているのとおり、幅広くいろいろな場所でそういう働きかけをしていきたいと考えています。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

委員ご指摘の遊びや親のことについては、我々もほとんど考え方を共有しているところだと思います。子ども総合計画にも具体的に白丸で文言があるというところでご理解いただけますでしょうか。

○委員 はい。ありがとうございます。

○委員長 そのほかいかがでしょうか。

○委員 青少年育成連絡会です。

すみません、青少年育成連合会という文言はどこかにありましたっけ。私が探せなくて。今、必死に探しているんですけども。

○委員長 事務局、お答え、お願いします。

○事務局 総務企画課長です。

資料2の12ページにございます。「計画の推進体制」の中の三つ目の丸「地域での連携」の2行目に「青少年育成連合会」という記載がございます。

○委員 ありがとうございます。この12ページの「青少年育成連合会」ですけども、「育成連合会」という、これは区のレベルなのか市のレベルなのか、それとも各町内の校区のレベルなのかということで、福岡市には連合会というものはないんですよね。青少年育成連絡会ですので、この連合会というのは何を意味しているのかなというのを。

○事務局 青少年健全育成課長です。

委員がおっしゃるとおり、「青少年育成連合会」は区単位の組織となっております、市では「連絡会」という名称になっております。

ここでは地域での各校区、それから各町内での青少年育成の取り組みということで、「青少年育成連合会」と記載させていただいております。

それから、青少年育成の取り組みといたしましては、64ページに記載しておりますが、区青少年育成推進事業といたしまして、区のほうで青少年育成連合会と教委とともにさまざまな健全育成、非行防止、啓発活動など、地域に根差した各種事業を推進いたしております。

以上です。

○委員 ありがとうございます。推進事業に関しては理解していますけれども、この青少年育成連合会という表現が適切なかどうかというのをもう一度検討していただくようお願いいたします。私は、一応、青少年育成連絡会のほうの代表としてきておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（青少年健全育成課長） はい。整理いたします。

○委員長 よろしいですか。

○委員 はい。ありがとうございます。

あと、すみません、余談ですが、先ほど主任児童委員さんの話が出ましたけれども、私も今年から主任児童委員になったんですが、そこら辺の問題は、よろしく願いいたします。

○委員長 ご指摘の点については、連絡会、連合会、二つをどう書くかというところですが、基本的には市民により近い表現というか、よりわかりやすいというところで、この子ども総合計画の使命を踏まえて、市民によりわかりやすいほうを採用していただければいいんじゃないかと思います。事務局をお願いします。

そのほか、ございますでしょうか。どうぞ。

○委員 福岡市幼稚園PTA連合会でございます。よろしくお願いします。

資料2の57ページですけれども、(2)遊び・活動の場づくりについて書かれていることについて、少し述べさせていただきたいと思います。

小さな子どもを持つ親の立場から述べさせていただきたいと思います。福岡市の公園はかなりきれいな公園がたくさんできていて、いろいろな保護者の方々から1個意見を聞いているところではあるんですが、せっかくいい公園があるんですが、例えば車で行きにくい、子どもがたくさんいて車で行きたいんだけど、自転車じゃないといけないから、アクセスが悪くて使いづらいんだよねといった意見をよく聞きます。

ですから、都心部で公園をつくるんじゃなくて、駐車場をつくったとしても、公園の駐車場を純粹に使いたい方以外の方が停められたり、いろいろな問題はあるかもしれないですけども、そういうふうにして、アクセスしやすいような公園といったところも、公園自体の内容もちろん大切なんですけども、その公園を利用するにあたって、利用しやすいような環境を考えていただければありがたいなと思って、まず述べさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。資料2の57ページのところに言及いただきました。

(2)の五つ目の白丸ですかね。「都市公園の整備や再整備」というところは、単に公園の中の遊具や芝生や遊歩道という話のみならず使いやすいもの、立地を踏まえたアクセシビリティや使いよさというんですかね、満足度を含めて整理していただければということで、事務局のほう、よろしく願いいたします。

そのほかありましたら、どうぞ。

○委員 答申案のほうはこの文言でいいかなと思っていますが、社会的養護の件でちょっと気になったので、資料2の94ページの「社会的養護体制の充実」のところですか。この間、新聞報道等でもあっていますが、里親開拓で今、特に学校も変更しなくていいようなショートの場合、短期ですね。ショートステイの問題で、触れられてはいるんですが、96ページの「施設機能の向上」という部分で、あくまでも施設の中での多様なニーズで、一時保護もそうですが、ショートステイが挙げられているんですね。施設機能の向上としてのショートが挙げられているんですが、これは里親の中でも、西区が今取り組んでいます。校区里親という呼び方でやっていますけれども、ショートの里親の推進もぜひ、こちらのほうでは施設でしかショートが読めないの、しっかり取り組みをこれから広げていただきたいなと。

今、SOS子どもの村さんが中心になって一生懸命やっていたということをお聞きしましたけれども、ぜひ子ども家庭支援センターの増設も検討しているということも盛り込まれていますので、その機能を図るとともにそういう校区の中での里親制度というの、施設に頼らずやっていたきたいなというのを、お願いします。文言はこれで構いません。意見です。

○委員長 ありがとうございます。

○事務局 こども家庭課長でございます。

今、委員から96ページのところをご指摘いただきましたけれども、83ページの在宅支援サービスの充実というところにその文言を入れさせていただいております。83ページの上から三つ目の丸でございます。

「子どもショートステイについて、乳児院や児童養護施設に加え、身近な地域での受け入れ先として里親等を活用するなど」ということで、在宅支援を今後強化する上で、その一つの有効なツールが子どもショートステイであると私どもは認識しておりまして、その面からもこれを、里親を活用しながら充実させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

よろしいでしょうか。施設に頼らないという非常に重要なこれからの方向性についての議論ができましたので、またよろしくお願いいたします。

では、そろそろ時間になりましたので、これで答申に向けて確定してよろしいかと

うかということですが、一部文言を漢字から平仮名へ変更したうえで、この答申案を答申とさせていただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。

資料2の子ども総合計画（案）につきましては、これは市の事務局が所掌していますので、各意見を持ち帰り、連合会、連絡会の件とか少しあるかとは思いますが、そこらは事務局のほうに一任となっているものと思います。

そのほか、あまりないと思いますが、誤字脱字等の微細な文言修正などがある場合には、私の方で事務局と調整させていただきたいと思いますが、ご一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。それでは、答申につきましては、2月の中旬ごろに私の方から市に提出させていただきます。また、皆さまには、後日、確定した計画の冊子を送付させていただきます。

○委員 答申案について、一言だけ。

○委員長 どうぞ。

○委員 この答申案を出して、私がつくづく感じますのは、地域の重要性というのがここの中には含まれているかと思っています。ですから、いろいろなことで地域は今、一生懸命活動している中で、地域の重みというものを感じましたので、きちんとしたこと、また皆様方にも、地域の機能、人材確保の問題等で課題があるのも事実ですので、ご理解をいただきますようお願いしたいと思います。

○委員長 ありがとうございました。

その他

○委員長 他にご意見がなければ、第5次福岡市子ども総合計画（案）に関する審議は、これで終了させていただきます。

以上で、本日、予定しておりました議題は終了いたしました。他に何かございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 特にないようでしたら、これをもちまして本日の審議を終了いたします。

「第5次福岡市子ども総合計画」につきましては、昨年2月4日に市長から諮問をいただき、約1年にわたって、専門委員会を含めて計9回、皆さまとともに、審議を行ってまいりました。皆さまにおかれましては、ご多忙の中、熱心にご審議いただくとともに円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。この場をお借りいたしまして、改めて感謝申し上げます。

それでは、事務局にマイクをお戻しします。

閉会

○事務局 委員長並びに委員の皆さま、本日はありがとうございました。「第5次福岡市子ども総合計画」につきましては、長期間にわたりご審議をいただき、心より感謝申し上げます。

最後に、事務連絡でございます。

今後の予定でございますが、近日中に、委員長から市長へ答申をいただき、その答申を踏まえて、計画の最終決定に向けて作業を進めてまいります。計画が策定されましたら、委員の皆さまにも郵送させていただきます。また、今後は、この審議会の中で計画の進捗状況の点検・評価をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議の内容につきましては、会議録を作成し、公表することとなっております。後日、議事録の内容を事前に確認いただくため郵便でお送りしますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、「令和元年度第2回福岡市こども・子育て審議会」を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会